

資 料

- 1 策定の経緯と体制
- 2 障害者の推移と現状
- 3 市内の障害者福祉施設等
- 4 障害者のニーズに関する調査の概要
- 5 関係用語集

目 次

資料 1 策定の経緯と体制

1 第2次春日井市障害者計画策定経緯	69
2 春日井市障害者計画策定委員会委員名簿	70
3 春日井市障害者計画策定委員会設置要綱	71

資料 2 障害者の推移と現状

1 本市の総人口と各障害者手帳所持者数の推移	73
2 年齢別手帳所持者数の推移	74
3 身体障害者手帳所持者の推移と現状	75
4 療育手帳所持者の推移と現状	83
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と現状	86
6 難病患者の現状	89

資料 3 市内の障害者福祉施設等

1 身体障害者のための施設	90
2 知的障害者のための施設	90
3 精神障害者のための施設	90
4 障害児のための施設	91
5 心身障害者のための小規模施設	91
6 その他障害者のための施設等	91
7 養護学校、職業訓練校	92

資料 4 障害者のニーズに関する調査の概要

障害者アンケート調査	93
1 調査の概要	93
2 調査対象者の状況	94
3 調査結果の概要	95
障害者関係団体等調査	112
1 調査の概要	112
2 障害者関係団体からの主な要望	113

資料 5 関係用語集

関係用語集	118
-------------	-----

資料１ 策定の経緯と体制

１ 第２次春日井市障害者計画策定経緯

日 程	行 事	内 容
平成 14 年 10 月～ 11 月	障害者のニーズに関する調査	○ 障害者計画改定に係る実態調査 (障害者アンケート調査)
平成 15 年 2 月～ 3 月	障害者関係団体調査	○ 障害者計画改定に係る実態調査 (ヒアリング調査等)
平成 15 年 7 月 22 日	第 1 回策定委員会	○ 委嘱状交付 ○ 障害者のニーズに関する調査の概要について ○ 障害者の現状と施策の推進状況について ○ 計画の策定にあたって
平成 15 年 9 月 2 日	第 2 回策定委員会	○ 第 2 次障害者計画(骨子案) について ○ 施策の目標「 1 生活環境の整備」について ○ 計画に向けた提案について
平成 15 年 9 月 15 日 ～ 30 日	障害者計画についてご意見をお寄せください	○ 第 2 次障害者計画の基本的な考え方(案) の公開と意見公募
平成 15 年 11 月 7 日	関係課調整会議	○ 第 2 次障害者計画(案) について
平成 15 年 11 月 11 日	市議会厚生委員会	○ 第 2 次障害者計画(中間報告)
平成 15 年 11 月 19 日	第 3 回策定委員会	○ 障害者計画策定に関する意見・提案について ○ 第 2 次障害者計画(案) について ○ 「障害者」の表記について
平成 16 年 1 月 6 日	第 4 回策定委員会	○ 第 2 次障害者計画(案) について ○ 市長への提言
平成 16 年 2 月 10 日	市議会厚生委員会	○ 第 2 次障害者計画報告

2 春日井市障害者計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
障害者団体代表者	溝口 栄一郎	春日井市身体障害者福祉協会
	成瀬 亘彦	春日井市肢体不自由児・者父母の会
	菅 マサ江	春日井市手をつなぐ育成会
	岡島 光永	春日井市地域精神障害者家族会
学識経験を有する者	○ 木全 和巳	日本福祉大学
保健医療福祉関係者	村瀬 孝雄	春日井市医師会
	鬼頭 大一	春日井市社会福祉協議会
	鈴木 孝子	春日井市ボランティア連絡協議会
	澤木 規昌	春日苑
	萩原 稔	養和荘
	松井 圭子	春日井保健所
関係行政機関職員	市川 秀典	春日井公共職業安定所
	植田 一廣	春日台養護学校
公募による市民	河津 孝一	
	可児 由香	
委員長 ○ 副委員長		

3 春日井市障害者計画策定委員会要綱

(設置)

第 1 条 障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための障害者計画(以下「計画」という。)の策定について協議するため、春日井市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定その他計画に関する事項について協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。